

平成21年(ネ)第5763号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田 稔ほか12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

控訴人準備書面(7)

2010年 8月30日

東京高等裁判所 第20民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士	安 藤 雅 樹
同	神 山 美 智 子
同	柏 木 利 博
同	光 前 幸 一
同	古 賀 東 子
同	近 藤 卓 史
同	竹 澤 克 己
同	伊 達 雄 介
同	富 山 喜 久 雄
同	中 村 多 美 子
同	馬 場 秀 幸
同	若 槻 良 宏
同	柳 原 敏 夫

被控訴人は今回提出の準備書面(4)において、原審で実施された京都大学の佐藤教授の鑑定(以下、佐藤鑑定という)の結果によって、いわゆる耐性菌問題は決着がついたという誤った主張をくり返しているので、念のため、この誤りの理由を指摘し、合わせて、その誤りの意味することが川田元滋氏を証人として尋問する中で一層明らかになることを指摘したい。

1、控訴人の立証方法と佐藤鑑定の関係

「本野外実験でディフェンシン耐性菌が出現したかどうか」に関する控訴人の立証方法はスタート段階から次の通りである 耐性菌はどこで発生しても耐性菌である。すなわち、本GMイネ体内で産生されたディフェンシンが、引き続きイネ体内で菌と接触して耐性菌が出現しようが、イネ体外で菌と接触して耐性菌が出現しようが、或いはイネ表面で菌と接触して耐性菌が出現しようが、いずれも耐性菌に変わりはない(控訴理由書3頁及び16頁)。

控訴人は、基本的にこの立場から耐性菌の出現の可能性を立証し、被控訴人の反論に再反論してきた(その全容は前回の準備書面(6)の表1~4に示した通り、被控訴人の反論とそれに対する再反論は7~12頁にまとめた通りである)。

その結果、追い詰められた被控訴人は、途中から立証方針を変更し、「そもそも、ディフェンシンがイネの外部に流出する可能性は存在しえない。

この点(前記(2)の段階の発生可能性が皆無であること)をもって債権者の主張ないし危惧は完全に否定できる」(仮処分の被控訴人準備書面(5)6~7頁)その結果、耐性菌の「発生可能性がないことが科学的に公知」であると主張するに至った(同書面9頁第6、2。乙19黒田報告書)。

すなわち、「本GMイネが作り出すディフェンシンはイネ体内の細胞壁と強固に電氣的に結合するので、いったん細胞壁と結合したら離れないその結果、ディフェンシンがイネ外部に溶出することは不可能 その結果、ディフェンシン耐性菌の出現は不可能」というロジック(以下、外部溶出論という)で耐性菌の出現を否定しようとした¹。

これに対し、控訴人は、外部溶出論のうちひとまず の「イネ体内で産生されたディフェンシンは細胞壁と電氣的に結合したまま離れない」などいう

¹ 耐性菌の出現の有無について、外部溶出論に至るまでの被控訴人の主張の変遷は、原

主張が凡そ成り立つ余地がないことを生井陳述書(3)(甲70)をもって詳細に反論した。

これに対し、原審裁判所は、ディフェンシンがイネ体外に溶出しないかどうかを実際に見てみたいと希望したので、ディフェンシンがイネ体外に溶出しないことはあり得ないと確信していた控訴人は、この鑑定を被控訴人の外部溶出論にトドメを刺す機会と捉えこれに応じ、佐藤鑑定が実施された。その結果は、被控訴人提供の2つの鑑定試料「本GMイネの種子」と「ディフェンシンを検出するための抗体」がいずれも不十分なものであったため²、ディフェンシンがイネ体外に溶出するかどうかは鑑定不能に終わった。

つまり、本鑑定結果が意味することは、鑑定不能のために被控訴人の外部溶出論にトドメを刺すに至らなかったということであり、それ以上でもそれ以下でもない。そこで、いわゆる耐性菌問題の立証は、再び、スタートの「耐性菌はどこで発生しても耐性菌である。」という立証方法に戻ったのである。

2、被控訴人の立証方針の変更と川田証人の関係

前述の通り、被控訴人は、2005年9月に、それまでの立証方法を外部溶出論に変更したが、しかし、「イネ体内で産生されたディフェンシンは細胞壁と電氣的に結合したまま離れない」或いは「ディフェンシンがイネ外部に溶出することはあり得ない、従って、ディフェンシン耐性菌の出現はあり得ない」という画期的な主張は残念ながら被控訴人以外公言した科学者は誰もいない。そればかりか、被控訴人自身ですら科学者同士の世界では主張したことがない。しかし、控訴理由書15頁1～19行目でも主張した通り、もしこの事実が真実であるならば、それは一大発見であり、耐性菌出現に怯える抗菌タンパク質開発者にとって多いなる福音であり、速やかに科学論文として公表する筈である。しかし、被控訴人は本GMイネについて、これまで数々の論文、プレス発表をしているにもかかわらず、この事実については終始深い沈黙の中にいる。むろん、野外実験の直前に発表された川田氏ら

審の原告準備書面(4)第1(2～3頁)に整理してある。

²GM種子は想定された量のディフェンシンを産生せず、他方、抗体²はディフェンシンを判定するための十分な能力(特異性)を備えていなかった(2009年3月11日付け鑑定人の回答)。

のディフェンシンの論文（甲3）でも一言も触れられていない。すなわち、被控訴人は彼らが所属する科学者同士の世界で発信する言葉と市民を相手にした裁判の場で発信する言葉とを使い分けている。この使い分けがいったい何を意味するのか、その真相は甲3の論文の執筆者である川田元滋氏を尋問する中で明らかにされる筈である。その点からもまた、川田氏を証人として尋問する重要な意義がある。

以 上